

# 令和3年度ひがしこうち「食」の開発事業委託業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、令和3年度ひがしこうち「食」の開発事業委託業務の委託先を適正かつ公正に選定するために、公募型プロポーザル方式により企画提案を選定する手続きに関して、必要な事項を定めるものとする。

## 2 事業の概要

### (1) 事業名

令和3年度ひがしこうち「食」の開発事業委託業務

### (2) 事業の目的

本業務は、平成29年度に、一般社団法人高知県東部観光協議会（以下、「協議会」という。）が策定した「ひがしこうちDMO形成に向けた観光戦略」に基づき、食の観光化を促進するために、本DMOと9市町村及び商工会・関係事業者等が連携して、新たな観光資源の開発・PRを推進していくことで、高知県東部地域（ひがしこうち）の知名度の向上と来訪者・観光消費額の増加を図ることを目的とする。

### (3) 事業の内容

別添「令和3年度ひがしこうち「食」の開発事業委託業務仕様書」のとおり

### (4) 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

## 3 見積限度額

5,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

## 4 審査委員会の設置

別途定める「令和3年度ひがしこうち「食」の開発事業委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

## 5 企画提案者の募集

上記2の委託業務の委託先を決定するため、企画提案者（以下、「提案者」という。）の募集を行うこととし、その方法はこの実施要領に基づいて行います。具体的には、以下に記載する日程及び申込方法を参照してください。

## 6 企画提案者の決定方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

## 7 資格要件

参加者の資格要件は、次のとおりです。

- (1) 事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること
- (2) 類似事業の実績を有すること
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (4) 参加申し込み時点で「高知県物品購入等関係者指名停止要領」に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止処分を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと

## 8 質疑と回答

質疑は、別紙様式-①により受け付けることとし、電話又は口頭による質問は受け付けません。質疑と回答の内容は、令和3年4月22日（木）中に協議会のホームページに掲載します。

- ①受付期限 令和3年4月21日（水）17時まで
- ②提出方法 電子メールで受付します。電話により受信を確認してください。

## 9 参加申込

本企画提案への参加申込は、別紙様式-②により、以下の提出期限、提出方法により行うこと。

- ①申込期限  
令和3年4月23日（金）17時必着
- ②申込方法  
持参、郵送またはFAXのいずれかとします。FAXの場合は、受信確認後、原本を郵送してください。
- ③提出先  
〒784-0001 高知県安芸市矢ノ丸1丁目4-40 安芸市役所内  
一般社団法人 高知県東部観光協議会 担当者：佐々木、種田  
TEL：0887-34-0866 FAX：0887-34-0865

## 10 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と提案者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と協議会は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。5日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて事務局と交渉を行うこととなります。

#### 11 企画提案書等の作成

別途定める「令和3年度ひがしこうち「食」の開発事業委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおりとします。

#### 12 審査

別途定める「令和3年度ひがしこうち「食」の開発事業委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおりとします。

#### 13 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後速やかにすべての提案者に文書で通知します。

#### 14 日程

令和3年

- 4月16日（金） 募集開始
- 4月21日（水） 質疑受付の締切 回答4月22日
- 4月23日（金） 企画提案参加申込の提出期限
- 5月7日（金） 企画提案書の提出期限
- 5月14日（金）（予定） 審査委員会（プレゼンテーション）
- 5月18日（火）（予定） 審査結果の通知

#### 15 提出書類の取扱い

- （1）提出された書類は返却しません。
- （2）提出された書類は、必要に応じ複写（審査委員会での使用に限る。）します。
- （3）契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用しません。

#### 16 問い合わせ先

〒784-0001 高知県安芸市矢ノ丸1丁目4-40  
一般社団法人 高知県東部観光協議会 担当者：佐々木、種田  
TEL：0887-34-0866 FAX：0887-34-0865 E-mail：tobukochi@vesta.ocn.ne.jp

#### 17 留意事項

- （1）企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とします。
- （2）次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
  - ①提出書類に不備があった場合、若しくは指示した事項に違反した場合
  - ②審査委員又は協議会関係者に対して、本件プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

E-mail : tobukochi@vesta.ocn.ne.jp

令和3年度ひがしこうち「食」の開発事業委託業務  
公募型プロポーザルにかかる質疑書

令和 年 月 日

事業者名

担当者名

電話番号

質疑事項

(注意) ※質問1問につき1枚を使用し、できるだけ簡潔に記載すること。  
※受付期限：令和3年4月21日（水）17時00分まで

令和3年度ひがしこうち「食」の開発事業委託業務公募型プロポーザル  
企画提案参加申込書

令和 年 月 日

一般社団法人 高知県東部観光協議会  
代表理事 横山 幾夫 様

所在地

事業者名

代表者名

印

連絡先

(担当者 電話番号)

令和3年度ひがしこうち「食」の開発事業委託業務公募型プロポーザルの企画提案に参加します。